

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日は、  
その翌日)

第百三十五条の二を次のように改める。

(内部組織)

第一百三十五条の二 倉吉家畜保健衛生所に病性鑑定室を、米子家畜保健衛生所に出張所を置く。

2 出張所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県米子家畜保健衛生所日野出張所	日野郡日野町

- ◆規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◆人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する
- 規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年二月一日

### 鳥取県規則第二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

第一百三十四条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 辖	区 域
鳥取県鳥取家畜保健衛生所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び氣高郡	
鳥取県倉吉家畜保健衛生所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡(ただし、病性鑑定室の分掌事務に係る管轄区域は、鳥取県の区域とする。)	
鳥取県米子家畜保健衛生所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	

布する。

昭和四十二年二月一日

### 鳥取県人事委員会規則第十号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

## 人事委員会規則

この規則は、昭和四十二年二月一日から施行する。

### 附 則

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

昭和四十二年二月一日

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の家畜保健衛生所の項中

保健衛生所

鳥取県倉吉家畜保健衛生所

鳥取県米子家畜保健衛生所

米子市

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

所長  
主室次所  
任長長長  
を  
所長  
長  
次所  
出張所長長  
主室  
任長  
に

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

経営伝習農場	次 場	長	長
家畜保健衛生所	所 限承認する。 人事委員会が長	長	百分の十
		長	百分の十
		長	百分の十

に改める。

経営伝習農場	次 場	長	長
家畜保健衛生所	所 限承認する。 人事委員会が長	長	百分の十
		長	百分の十

附 則

この規則は、公布の日から施行する。